

2010年10月7日

第210回企業会計基準委員会

四半期開示の簡素化について（作成者の立場から）

パナソニック㈱理事
東京支社経理グループグループマネージャー
山田 浩史

（１）四半期開示の簡素化を検討する背景

金融商品取引法上の制度として、四半期報告制度が導入されて2年が経過したが、欧州のIFRSによる期中（Interim）の開示水準と比較して開示負担が過大になっており、作成者から我が国の四半期開示の見直しの要請がある。

政府の新成長戦略（2010年6月）

「中堅・中小企業に係る会計基準・内部統制報告制度等の見直し、四半期報告の大幅簡素化など、所要の改革を2010年中に行う。」

日本経団連：

「財務報告に関わるわが国開示制度の見直しについて」（2010年7月20日）

「また、四半期報告についても、取引所における適時開示との重複項目や整合的でない項目にも配慮した大幅な簡素化・効率化等が望まれる。検討に際しては、四半期決算短信の内容と極力統一し、四半期報告の負荷を大幅に削減するような抜本的な方策についても検討すべきである。特に、第1四半期および第3四半期については、国際的な整合性の観点からも、一段と踏み込んだ簡素化が必須である。また、以下の項目についても検討を進めるべきである。」

1. 決算短信との整合性を踏まえ、累計期間のみによる開示を認めること
2. 内訳表示や注記項目等を簡素化すること
3. 非財務情報を簡素化すること

（２）四半期報告制度の評価

投資家にとっては、近年、企業を取り巻く経営環境の変化が早まる中、取引所における適時開示制度および金融商品取引法上の四半期報告制度において、企業業績等に係る情報を適時に入手可能となり、利便性が高まっている。

四半期会計基準が策定され、各社の四半期の会計処理の比較可能性が、取引所の適時開示制度と比較して、大幅に改善されるとともに、監査面でレビュー制度が導入され、四半期財務情報の信頼性が向上した。

企業内においては、四半期報告制度の導入によって、四半期ベースの適時・適切な経

営管理が促進された。

（３）現行の四半期報告制度の問題点

米国を参考にして、各四半期でほとんど同じ水準の開示を要求したことと、半期報告書の開示を一部簡素化して、四半期報告書の開示が規定されたため、結果として、欧州（英独仏）のIFRSによる期中の開示と比較して詳細な開示（財務・非財務情報ともに）が求められている。特に第１・第３四半期については、法定開示がない欧州と比較して、開示負担が過大になっている。また、米国と比べても我が国の四半期の開示項目は多く作成者の負担が大きい。さらに、開示負担の問題だけでなく、欧州より頻繁に開示される四半期業績にこだわり過ぎると、短期収益志向が助長されることで長期的な視点で経営することが難しくなる課題がある。

企業業績等に係る情報を適時に開示するという四半期開示の本来の趣旨に照らした場合に重要性の乏しい項目が注記項目や非財務情報の中に散見される。これらの開示に対応するために日本の作成者は大きな負担を強いられている。IFRSの期中開示の水準以上に、四半期において、前期末と比較して著しい変動がある場合の開示を四半期連結財務諸表規則や会計基準（四半期又は個別基準）で求めているケース（金融商品関係、資産除去債務、賃貸等不動産、リース等）がある。また、非財務情報については、提出会社の状況の開示において、公開情報（例、株価の推移）、企業が取引所に公表する情報（株式等の状況、役員の状況等）から大半の情報が入手できるものについても、四半期報告書で開示を求めているものがある。

四半期報告書は３カ月ベースの情報の開示が基本になっており、累計ベースのデータを開示する証券取引所（東証等）の決算短信の開示との整合性がとれておらず、作成者の負担が大きくなっている。IFRSも期中の開示は累計ベースの開示が基本である。特に、四半期報告書において、キャッシュ・フロー計算書は、四半期連結財務諸表で累計ベースのデータが開示されているが、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」においては３カ月ベースの分析を求めており、不整合が見受けられる。また、四半期報告書の３カ月ベースの情報の開示は、年度業績の進捗として四半期情報を捉えている企業経営の視点と乖離している。

四半期開示については、証券取引所の決算短信の開示（タイムリー・ディスクロージャー）に投資家のほとんどの関心が向けられ、四半期報告書を公表しても、ほとんど投資家の関心を集めない状況にある。これは、投資家の関心事が、主として売上、利益、セグメント情報、定性情報（経営者による財政状態・経営成績等の分析など）に向けられ、これらの情報は決算短信やその補足情報で提供されるのに対して、四半期報告書で開示される詳細な注記に対する投資家の関心が少ないためである。この状況を勘案すれば、現状のように、四半期で詳細な注記や非財務情報を提供するコストに見合った、ベネフィットがあるのか疑問である。

（４）四半期報告書を作成するために作成者の大きな負担

四半期報告書を45日以内に提出する必要があるが、財務情報、非財務情報とも多くの開示項目を準備するために、各社の経理・財務部門は深夜までの残業や休日出勤を行って対応している状況にある。

前期末と比べて著しい変動がある場合に開示が求められる項目については、四半期で開示する必要性が高くない項目が多いが、著しい変動があるかどうかを判断し、その場合に開示が求められるため、作成者としては連結ベースでデータを集計する必要があることが多く、作成者にとって大きな負担になっている。

特に作成負担が大きいのはキャッシュ・フロー計算書で、貸借対照表、損益計算書の数値を確定してから、追加的な日数をかけて作業を行い、キャッシュ・フロー計算書の作成を行っているのが一般的である。第1・第3四半期のキャッシュ・フロー計算書の作成は、欧州と比較して、作成者に大きな負担になっている。

四半期報告書は3カ月ベース、証券取引所の決算短信は累計ベースの開示が基本になっているため、経営成績の分析を3カ月ベースと累計ベースの2種類を準備する必要があることも作成者の負担になっている。

（５）四半期報告の見直しの考え方について（作成者の立場から）

四半期については欧州（英仏独）のIFRSの期中開示並みの開示を基本とする。原則として、貸借対照表、損益計算書プラス、あるいは最低でも決算短信ベース程度までの大幅簡素化を実現することを基本とする。

開示を強制する項目は必要最小限とし、作成者がタイムリーにディスクロージャーができ、作成者が適正なコストで四半期開示を準備し、投資家と有効にコミュニケーションできる環境を整える。作成者は各社で投資家のニーズを見極め、必要に応じて自主的な開示を行う。

決算短信及びIFRSの期中の会計基準（IAS34号）との整合性や年度業績の進捗として四半期情報を捉えている企業経営の視点を踏まえ、累計期間による開示とする。非財務情報の開示も累計期間による開示に変更する。

第1・第3四半期のキャッシュ・フロー計算書については、制度上不要とする。

第1・第3四半期のセグメント情報は、任意開示とする。ただし、投資家のニーズに応じて、企業が自主的に開示するケースが多いと思われる。

注記については、大幅な簡素化を実施し、その上で、特に第1・第3四半期の注記は原則として、不要とする。

非財務情報についても、大幅な簡素化を実施する。四半期報告書の提出会社の状況のように、公開情報や取引所に公表する情報等からデータを入手できるものについては開示要求を削除する。

（６）具体的な四半期開示の簡素化案

別表に、財務情報について、第２四半期と第１・第３四半期に分けて簡素化案を示した（別紙参照）。

（７）新たな会計基準の四半期開示について

今後に策定される会計基準（例、公正価値の開示）の四半期の注記の対応については、今回検討する簡素化案を参考に、作成者の負担にならないレベルの開示とすることが望ましい。ただし、最近はIFRSでも、金融商品の時価開示を中心に、期中の注記の一部を拡充する方向で検討がされているが、欧州並みの開示レベルを基本として、第２四半期はIFRSベース、第１・第３四半期は注記なしとするべきである。また、四半期会計基準以外の個別の会計基準で、四半期の開示について、著しい変動があった場合の開示を求めるのはできるだけ避けてほしい。

以 上